

さんぱい博士の なぜなぜ教室

『さんぱい』のことを
もっと知るために



会社や工場、お店から出されるごみのことを産業廃棄物「さんぱい」と言います。
「さんぱい」は、一見私たちの暮らしとはあまり関係ないように見えますが、実は密接に結びついているのです。
このパンフレットでは、さんぱい博士、はてなクン、えころチャンの三人を通じて、
「さんぱい」に関する情報やみなさんとの関わり、静岡県の取り組みについて紹介していきます。

公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会

さんばい 産廃ってなに？

私たちのカラダに
たとえるとよくわかるよ。

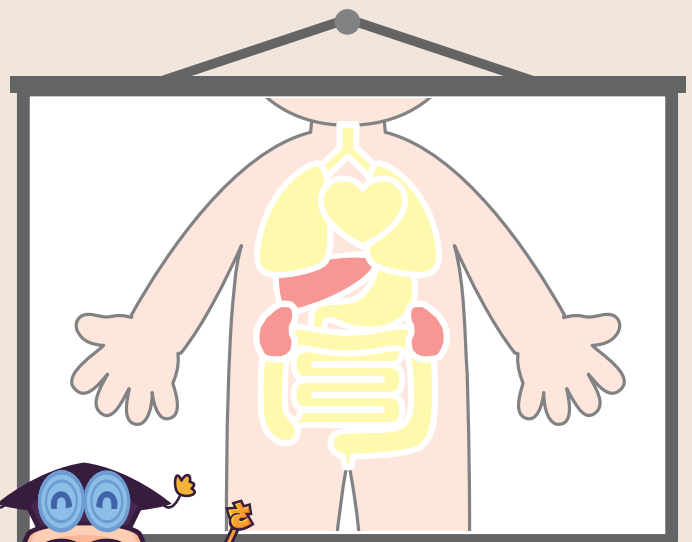


そうか、人の体と同じなんだね。



私たちが食物を食べると、カラダのなかで生きるのに必要なエネルギーに変えるのだけど、実はその時「老廃物」というごみも出るんだ。この老廃物を分解したり、無害な物にするのが、「肝臓」や「腎臓」の仕事。つまり、「さんばい」の処理施設にあたるんだね。もし、肝臓や腎臓で老廃物が処理できなくなると、人間は重い病気にかかってしまい、最悪の場合死んでしまう。

これを社会に置き換えて考えると分かりやすいよ。私たちの生活に必要な製品をつくるためには、どうしても「さんばい」が出てしまう。でももし、社会の中で「さんばい」が処理されずに滞ってしまったら、大変なことになる。だから、「さんばい」の処理が滞らないようにすること、そしてきちんと処理することに、みんなで取り組むことが必要なんだ。そうしないと、社会が重い病気にかかってしまうんだよ。





「さんぱい」は、できるだけ出ないように工夫しているけど、ほくたちが生活していくうえでどうしても出てくるものじゃん!? どうすればいいの?



大切なのは、きちんとした「さんぱい」の処理なんだ。

豊かな生活のためには、会社や工場やお店などの産業が、活発に発展していかななくてはならないよね。たとえば、静岡県の産業と言えば、お茶やみかんが有名。マグロの水揚げも日本一だ。工業でも、楽器やオートバイ、自動車、電気製品、製紙業などいろんな産業がある。どの産業もできるだけ廃棄物を出さないように工夫や努力をしているんだが、「さんぱい」をゼロにすることはできないんだ。このほかにも、病院や下水道など私たちの暮らしを快適にしたり、健康を守ったりするためにも「さんぱい」はでるんだ。

「さんぱい」で問題になるのは社会のために役割を終えた「さんぱい」そのものじゃない。私たちとの関わり方にあるんだよ。法律で決められた方法でしっかりと処理をすること、設備や機械の構造が基準にあった施設で処理をしていくこと、施設の維持管理をきまりを守ってしっかりとやるのが大切なんだ。

登場人物紹介



さんぱい博士
「さんぱい」のことなら、なんでも知ってる物知り博士。



はてな君
とても活発で、好奇心旺盛な行動派の男子。



エコちゃん
地球環境を守ろうとする、心のやさしい女の子。

「さんぱい」って、 具体的にはどういうもの？



「さんぱい」は20種類に分かれているんだ。

ごみつまり廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられている。「さんぱい」は、燃えがら（焼却した後に残った灰）や汚泥（どろ）など20種類に分類されている。これらについては、事業者処理責任があるというわけだ。

廃棄物

一般廃棄物
.....
一般家庭から出るごみやし尿、事業活動から出る廃棄物のうち、20種類の「さんぱい」に該当しないもの。

産業廃棄物「さんぱい」
.....
事業活動から出る廃棄物のうち、法律や政令で定められる20種類の廃棄物

※法律：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

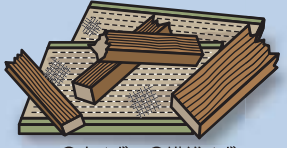


じゃあ、
一般廃棄物ってなあに？

一般廃棄物は、
「さんぱい」以外のごみだ。



主に家庭生活で出たごみやし尿で、これについては市町村の責任で処理するんだ。ただ間違えちゃいけないのは、会社やお店などの事業活動にともなってでた廃棄物が、すべて「さんぱい」というわけじゃないということ。たとえばオフィスの紙くずや飲食店の生ごみは、事業活動にともなって出たものだけど、一般廃棄物。つまり、20種類に当てはまるものが「さんぱい」で、それ以外は一般廃棄物とおぼえておけばいいんだ。「さんぱい」の例を一覧表にしたので、見てごらん。

<h2>「さんぱい」の例</h2>	<p>建設業者が住宅を建て替えるときに出る古い木の柱や畳</p>  <p>●木くず ●繊維くず</p>	<p>道路を直すときにでるアスファルト、コンクリートの破片</p>  <p>●がれき類</p>	<p>テレビや冷蔵庫などの製品を作るとき出る部品の型枠や部品が入った袋</p>  <p>●金属くず ●廃プラスチック類</p>
<p>新聞や本を印刷したり、出版したりするときに出る紙のくず</p>  <p>●紙くず</p>	<p>食料品を作る会社から出る魚や獣のあら、果実の皮、種子など</p>  <p>●動植物性残さ</p>	<p>工場のはい水処理や物を作る段階で出てくる泥状のもの</p>  <p>●汚泥</p>	<p>畜産農家から出る牛や豚のウンチ</p>  <p>●動物のふん尿</p>

※それ以外に、燃えがら、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、動物の死体、ばいじん、動物系固形不棄物、19種類の「さんぱい」を処分するために処理したもの、がある。

静岡県の「さんぱい」って、 一体どのくらいの量が出るのかな？



なんと、
年間1199万トンも出るんだ。



静岡県の一般廃棄物は約145万トンだから、「さんぱい」はその8.3倍もあるんだ。（平成8年度からは前の年より増えている年が目立つようになってきたよ。）全国では、約4億366万トン、東京ドームの約326杯分。気の遠くなるような数字だね。

どんな「さんぱい」
が出るの？



汚泥・がれき類・
動物のふん尿の順。

静岡県の「さんぱい」は、多い順に汚泥・がれき類・動物のふん尿の順だ。この上位3品目で全体の83%を占めるんだ。



やっぱり工場が
多いのかな？

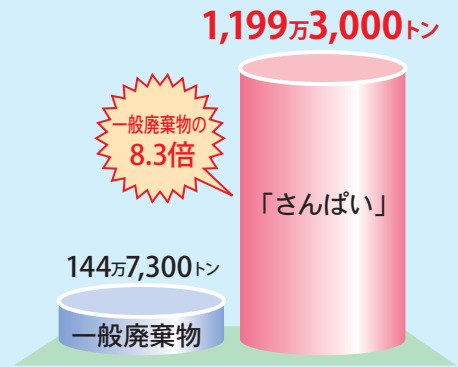


うん、割合で言うと
製造業が一位だよ。

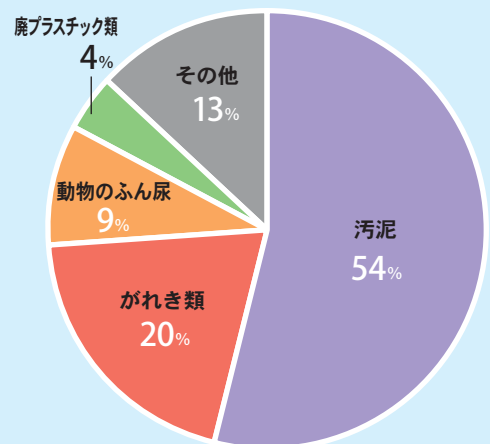
静岡県では、製造業が全体の52%を占めている。これは、全国的に見ても多い数字だよ。製造業が盛んな静岡県の姿をよく表しているね。



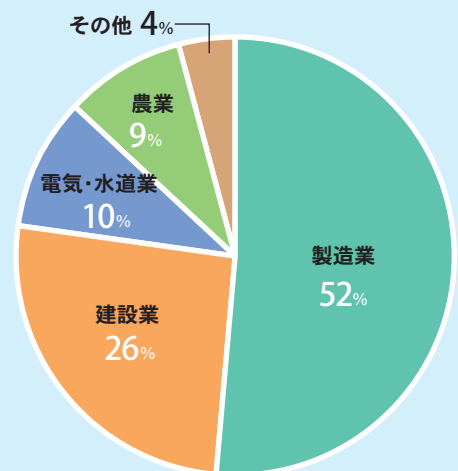
●静岡県の一般廃棄物と「さんぱい」の排出量（平成20年度）



●「さんぱい」の種類別排出量の比較（平成20年度）



●「さんぱい」の業種別排出量の比較（平成20年度）



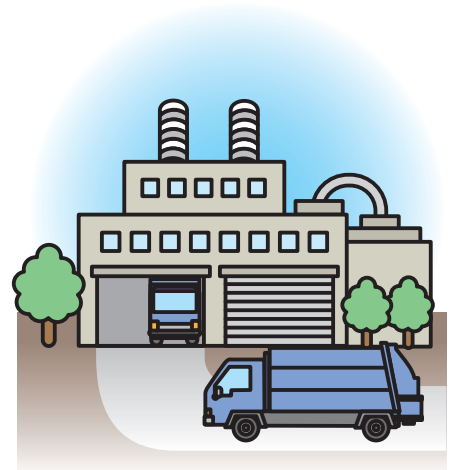
「さんぱい」の処理ってどうなってるのがしら？ちょっと心配



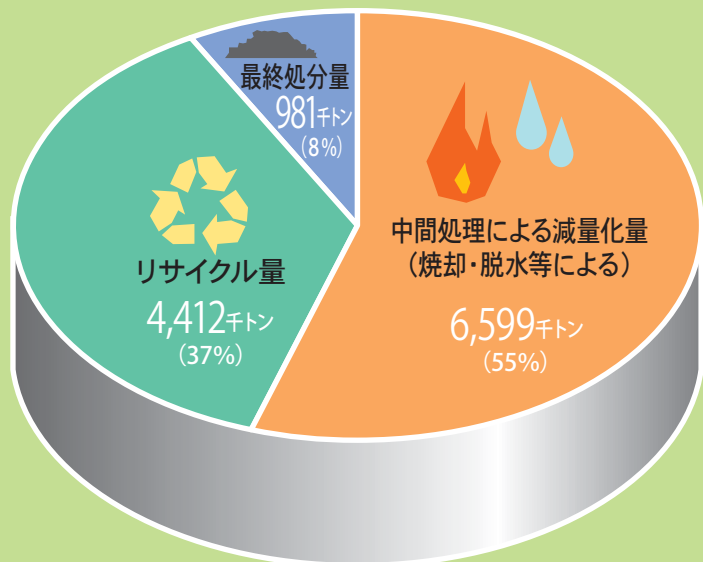
重要なのは「再生」と「処分」。
処理にあたる業者や施設も、資格や基準を
満たさなくてはならないんだ。

廃棄物の処理のなかで、一番重要なのは「再生」と「処分」。「再生」というのは、要するに「リサイクル」のこと。廃棄物の処理方法としては、これが一番望ましい形だよね。次に、「処分」について説明しよう。「処分」には、廃棄物を無害化、安全化、安定化させるための「中間処理」と、最終的に自然界に捨てる「最終処分」がある。「焼却」や「脱水」によってごみを減量化するのも、「中間処理」の一つ。「最終処分」で代表的なのが、「埋立」による処分だ。

また、廃棄物の処理にあたる業者についても、一定の資格が必要になる。もちろん、廃棄物を処理する施設についても、同じだ。施設の構造上の基準や維持管理するための基準が設けられているんだよ。



●静岡県における「さんぱい」の処理状況(平成20年度)

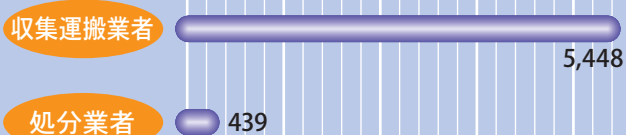


処理する人は
知事の許可が必要なんだ。



「さんぱい」の「収集運搬」や「処分」を業として行おうとする者は、一定の場合を除いて、知事に申請して、許可を得なくてはならないんだ。知事は、申請者の能力や施設が基準にあってるかなど、厳しい審査を行い、許可を出すんだ。なお、産業廃棄物の処理施設のうち、一日当たりの処理能力が100kgを超える廃プラスチック類の焼却施設など16種類の中間処理施設と、安定型最終処分場など3種類の最終処分場を、産業廃棄物処理施設として、その構造や維持管理に規制が加えられている。また産業廃棄物処理施設を設置したり、構造や規模を変更したりしようとしたら、知事の許可を受けなければならないんだ。

●平成24年3月31日現在の業者許可取得状況(静岡県)



(上の数字は静岡市、浜松市を除く)

●平成22年3月現在の施設許可取得状況(静岡県)



(*施設については統計の都合上、平成22年3月現在の数を参考にしています。)



「さんぱい」を出す人に責任はないの？

もちろん、重い責任があるんだよ。



「さんぱい」の処理のカタチとしては、事業者自ら行うケース、処理業者に委託するケース、市町村や都道府県が公共サービスとして処理するケースがあるが、どちらにしても「さんぱい」を出す事業者には重い責任と義務があるんだ。

たとえば、

- ①事業活動にともなって生じる廃棄物を、自らの責任で処理すること。
- ②事業活動にともなって生じる廃棄物の再生利用（リサイクル）等を積極的に行うことで、ごみを減らす努力をすること
- ③製造や加工、販売に際して、つくった物が必ず廃棄物になることを考えて、廃棄物として出された場合に処理が難しくならないようにすること

などがある。

とくに、②と③はとても大切なことで、多くの企業が一生懸命取り組んでいるんだ。

僕たちの住む静岡県は、 どんなことをしているの？



ふじのくに廃棄物減量化計画
(第2次静岡県循環型社会形成計画)
に基づいていろんなことをしてるんだ。



静岡県は、県民、会社、県や市町のそれぞれが、ごみの^{スリーアール}3Rと適正処理を行うことをめざして、この計画を平成23年3月に作ったんだ。

じゅんかんがた

循環型社会とは

ごみを減らして、資源やものを大切にじゅんかんさせて使う社会のこと。



スリーアール

3Rとは

リデュース 物を大切に使うてごみを減らそう
リユース くりかえし使おう
リサイクル 使い終わったものを資源として利用しよう
の3つの言葉のかしら文字をとって、3Rと呼んでいます。

さんぱいを増やさない目標

静岡県のさんぱいは、平成27年度には、平成15年度と同じ排出量を目標にしているんだ。

(単位：千トン/年)

	平成15年度	平成20年度	平成27年度 (目標)
排出量	11,624	11,993	11,624
最終処分量	998 (9%)	981 (8%)	863 (7%)

※かっこ内は、各年度の量を100としたときの割合



県では、目標を達成するために、
どんなことをしているの？

たとえば、さんぱいを増やさないための
キャンペーンや不法投棄^{ふ ほうとう き}を防止するための
パトロールをやってるんだ。



さんぱい3R（スリー・アール）キャンペーン
では、さんぱいを増やさないようにがんばる会社
をぼしゅうしているよ。毎年、せいせきの良かった
会社は県のホームページで紹介する予定だから、
がんばった会社がみんなにもわかるんだ。



ふ ほうとう き
不法投棄は、許せないわ

県では、カメラをつかって
不法投棄を「かんし」してるんだ。



県は、富士山のまわりなどであとをたたない不法投棄をなくす
ため、たくさんの人の目でみはったりパトロールするなどして、
不法投棄のぼくめつをめざしているんだ。

「さんぱい」の不法投棄は県を越えて行われることが多いので、
となりの山梨県、神奈川県と協力してパトロールを行ったり、真
夜中でも使用できるナンバーじどうよみとりカメラであやしい車
をかんししたり、富士山に登山や観光に来る人たちに不法投棄防
止に協力してもらおうようキャンペーンを行ったりしているよ。



ナンバーじどうよみとりカメラかんし中

「さんぱい」について、 私たちができることって何？



一人一人の取り組みや協力が大切だよ。



「さんぱい」の問題は、行政や事業者だけの問題じゃない。一人一人の取り組みや協力が大切なんだ。たとえば、私たちにできるものとして、こんな取り組みが考えられるね。

- ①自分のライフスタイルを見直して、「さんぱい」を出さないようにする。
たとえば、使い捨ての製品を使わないようにすることもその一つだ。
- ②リサイクル製品を積極的に利用する。
- ③廃棄物を分別して捨てる。
分別収集を徹底したり、地域の資源回収にできるだけ協力することも大切だ。
- ④環境保全活動に積極的に参加する。
みんなの住んでいる町や地域で行われている清掃活動などに参加してみよう。
私たちもしっかりと「さんぱい」について考えて、国や県、市町村のごみ減量や処理に積極的に協力していこうね。

廃棄物処理施設も、
みんなの理解がないとできないんだ。



廃棄物の処理施設を設置すると、地域の人たちは不安だよ。だから、処理施設の設置のための許可申請がなされ、申請に関する告示があった場合、周辺の住民や周辺で事業を営んでいる人は、行政に意見書を提出することができる。その声は、審査のための重要な資料になるんだ。

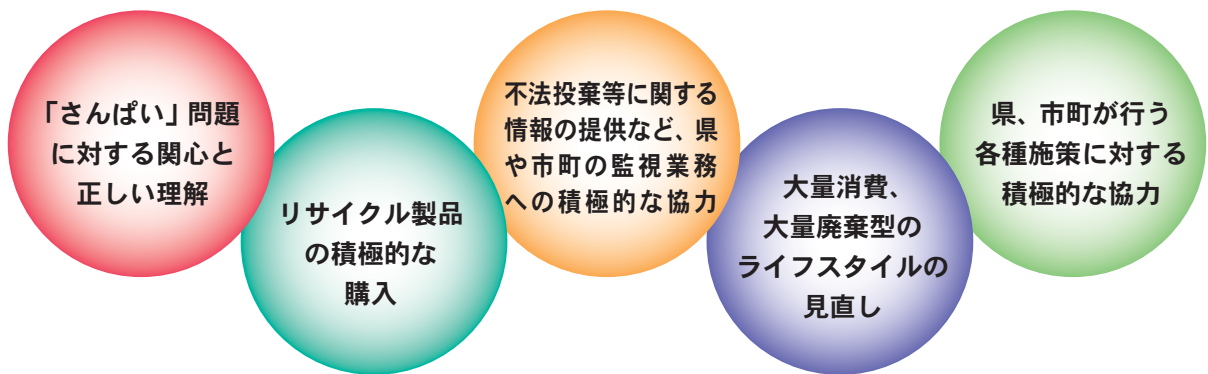
また「廃棄物処理法」には、処理施設（焼却施設、最終処分場）の設置者は、維持管理の記録をつくって周辺の住民などの求めに応じて閲覧させなければならないと定められている。情報開示が大切なんだ。処理施設が近くにできるのは、気分がいいものじゃない。でも、処理施設がなくなると困るのも事実。住民の人の理解が欠かせないんだよ。



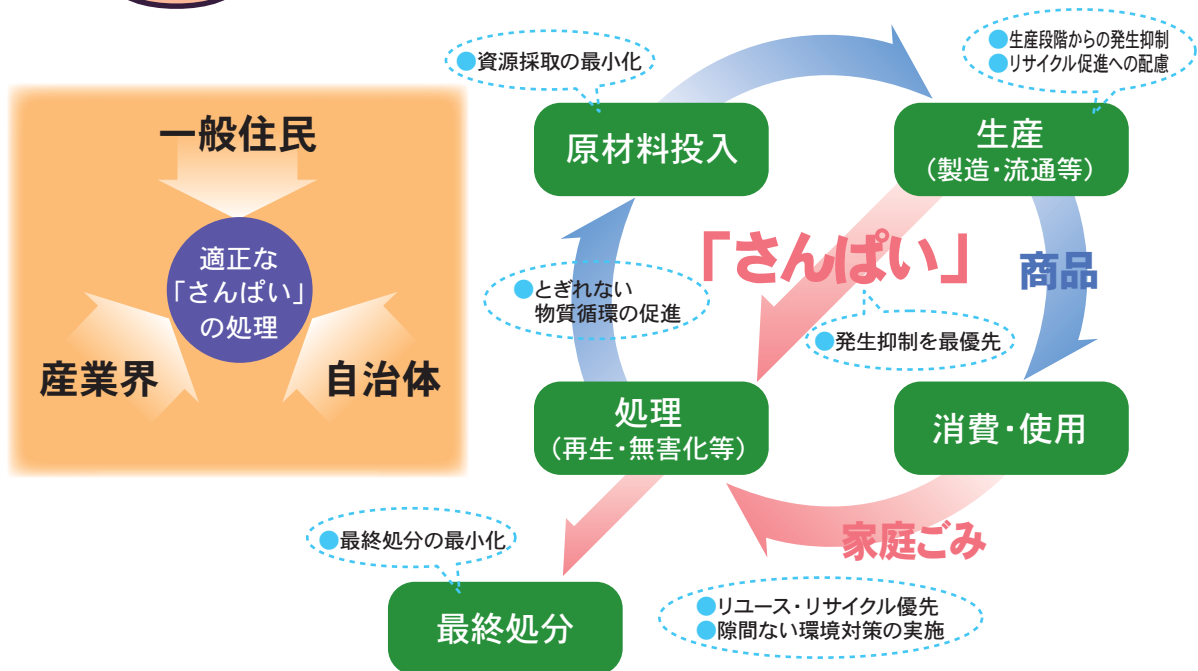
「さんぱい」問題に対する
関心と正しい理解を持って
行動することが大切なんだ。



いまの豊かな暮らしは、いろんな産業の活動のおかげで支えられている。そうすると、どうしても「さんぱい」が出てしまう。だから、「さんぱい」の処理に対する関心を深め、正しい理解を持って、この問題に取り組んで行かなくてはならないんだ。



みんなが安心して暮らせる
社会のしくみをつくっていこう。





「さんぱい」に関するご質問は、
以下の窓口へ。



静岡県

名称	電話番号	所在地	管轄地域
くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課	(054) 221-2423	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	
賀茂健康福祉センター 衛生環境部 環境課	(0558) 24-2053	〒415-0016 下田市中531-1	下田市・東伊豆町・河津町 南伊豆町・松崎町・西伊豆町
東部健康福祉センター 環境部 廃棄物課	(055) 920-2106	〒410-8543 沼津市高島本町1-3	熱海市・伊東市・沼津市・三島市 裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町 清水町・長泉町・御殿場市・小山町 富士宮市・富士市
中部健康福祉センター 衛生環境部 環境課	(054) 644-9288	〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋362-1	島田市・焼津市・藤枝市 牧之原市・吉田町・川根本町
西部健康福祉センター 衛生環境部 環境課	(0538) 37-2248	〒438-8622 磐田市見付3599-4	磐田市・掛川町・袋井市・湖西市 御前崎市・菊川市・森町

静岡市・浜松市は政令市であり、市が産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の許可を管轄しています。各市役所の担当課にお問い合わせください。

静岡市

名称	電話番号	所在地	管轄地域
環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課	(054) 221-1363	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	静岡市

浜松市

名称	電話番号	所在地	管轄地域
環境部 産業廃棄物対策課	(053) 453-6110	〒432-8550 浜松市中区鴨江2-11-2	浜松市

監修 静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
発行 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会

静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁西館9階
TEL 054-255-8285
URL <http://www.shizuoka-sanpai.or.jp>
E-mail sanpai@shizuoka-sanpai.or.jp

